

一宮監公表第6号

2025（令和7）年11月28日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	岡	本	将嗣
一宮市監査委員	高	木	宏昌

福祉部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、福祉部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

福祉部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、福祉部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

福祉部（福祉総務課（福祉総合相談室、指導監査室を含む）、障害福祉課、生活福祉課、高年福祉課、介護保険課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

（1）書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

福祉部長、福祉部次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2025 年 9 月 1 日 ～同年 11 月 5 日
監査事務局による 実地調査	介護保険課	2025 年 9 月 9 日
	福祉総務課	2025 年 9 月 10 日
	高年福祉課	2025 年 9 月 12 日
	生活福祉課	2025 年 9 月 16 日
	障害福祉課	2025 年 9 月 17 日
監査委員による 本監査	本庁舎 9 0 3 会議室	2025 年 11 月 13 日、 同月 14 日、同月 20 日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留 意 事 項]

◎ 福祉総務課・高年福祉課共通

(1) 備品管理システムへの登録漏れについて

一宮市物品等会計規則第 16 条で、課長等は備品管理システムにより備品を管理しなければならないと規定されているが、備品管理システムに登録されていない備品が、福祉総務課で 2 点、高年福祉課で 1 点あった。

一宮市物品等会計規則に基づき、速やかに手続を行うとともに、管理体制を見直し、備品管理に万全を期されたい。

◎ 福祉総務課

(1) 公有財産台帳への記載漏れについて

一宮市公有財産管理規則第 29 条で、市の所有に属する財産のうち、不動産等の公有財産については公有財産台帳に記載する旨が規定されているが、大乘公園内に建立されている空爆殉難記念碑について記載がされていなかった。

一宮市公有財産管理規則に基づき手続を行い、適切な財産管理に努められたい。

(2) 補助金等交付団体の残余金に係る不適切な財務処理について

連区民生児童委員協議会活動費交付金について、一宮市連区民生児童委員協議会活動費交付金交付要綱第 2 条第 1 項第 3 号で、交付額は算定基準による算定額又は補助対象経費の決算額のいずれか少ない方とする旨が規定されている。

令和 6 年度の当該交付金のうち、1 協議会に対する交付金で、交付確定時の補助対象経費の決算額が交付決定時の算定基準による算定額を上回っており返還金は発生しなかったにもかかわらず、交付金以外の収入によって生じた決算上の残余金について納入の申し出があったため、交付決定額から残余金を引いた金額を変更決定額として、補助金等返還命令通知書を発出し戻入していた。

交付額は要綱に基づき適正に決定されており、返還する必要のない残余金について、変更決定により補助金等返還命令通知書を発出し戻入させる処理は適切ではないため、法令に基づき事務処理をされたい。

(3) 要領で規定された証明書の未交付について

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある者に対して、家賃相当額を住居確保給付金として支給している。一宮市生活困窮者住居確保給付金の支給に関する要領で、審査の結果、申請内容が適正であると認めた申請者に対して、住居確保給付金支給対象者証明書を交付する旨が規定されているが、交付していなかった。

所管課の説明によると、証明書の交付が必要となるのは住居喪失者が入居

予定住宅の賃貸借契約にあたって社会福祉協議会から借入を行う場合のみと
のことであるが、要領では証明書の交付対象者を限定していなかった。

要領は、給付金支給事務における取扱いの基準を定めたものであるため、
給付金支給の適正性と透明性を確保できるよう、要領に基づく事務手続を行
われたい。

(4) 契約における実績報告書の確認体制について

一宮市物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠）給付業務委託契
約において、仕様書で契約期間中の人員配置について規定されているが、実
績報告書を確認したところ、契約期間である 86 日のうち規定された人員数が
配置されていない日が 15 日あった。

所管課の説明によると、当該業務の従事者は主に契約の相手方の派遣社員
で、人員数が不足した日には契約の相手方から正社員が派遣されており、実
際の人員配置は規定数を満たしていたが、確認が不十分であったため、実績
報告書へ反映されていなかったことに気づけなかったとのことであった。

業務が適切に履行されないおそれがあるため、実績報告書の受領時には内
容確認を徹底するようチェック体制を強化し、契約の相手方には実態に即し
た実績報告書を提出するよう指導されたい。

◎ 障害福祉課

(1) 補助金交付決定時の審査体制について

共同生活援助支援事業補助金については、補助金等交付申請書及び添付の
事業計画書に記載の補助対象予定日数に応じて補助金額が算定されている。
令和 6 年度の 1 事業者に対する補助金において、補助金交付申請時の事業計
画書内で、各月の利用者ごとの補助対象予定日数を合計した数値と合計欄の
数値が一致していなかった。

なお、誤りがあったのは交付申請時のみであり、2025 年 3 月 31 日付で提
出された変更届及び完了報告時に提出された完了報告書については、書類内
で補助対象日数の齟齬はなく、交付確定額に誤りはなかったため、支払った
補助金額には影響はなかった。

交付決定額の算定に誤りが無いよう、審査体制を強化し、補助金交付の適
正性を確保できるよう適切な事務処理を行われたい。

◎ 生活福祉課

(1) 遺留物品の売却に係る体制の未整備について

墓地、埋葬等に関する法律、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び一宮市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則において、引取者のいない死亡人について葬祭を行う者がいない場合、死亡地の市長がこれを行わなければならない旨が規定されており、市が負担した葬祭費用は、死亡人の遺留金、相続人等による弁償、遺留物品の売却の順に充当し、それでも不足する場合は、市費をもって支弁するものとされている。

引取者のいない死亡人の事務処理について調査したところ、遺留金(現金、預金)は葬祭費用に充当されていたものの、遺留物品については売却を行う体制がなく、売却の必要性について検討されないまま、遺留金を葬祭費用に充当した後の不足分を市費で負担していた。

速やかに遺留物品の売却に係る体制を構築し、法令等に基づき、遺留金と同様に遺留物品の売却代金についても葬祭費用に充てられたい。

(2) 生活保護費の支給金額等の決定に係る決裁権者の誤りについて

一宮市福祉事務所決裁規程第3条で、生活保護法に規定する保護の開始、変更、停止及び廃止に関することは生活福祉課長の専決事項と規定されているが、生活保護費の支給金額等の決定に係る決裁である保護決定調書を調査したところ、支給金額の変更や紙おむつ等の現物支給による随時払に係る決裁者が課長補佐となっていた。なお、保護の開始、停止及び廃止の決裁権者は、規程のとおり生活福祉課長であった。

一宮市福祉事務所決裁規程にのっとり、適正な決裁権者による決裁を採られたい。

(3) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

生活保護等版レセプト管理クラウドサービスのシステム使用契約において、業務着手前までに業務責任者を通知しなければならないと規定されているが、通知がされていなかった。

契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

(4) 契約書への必要条項の記載漏れ及び不適切な条項の規定について

オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等にお

ける電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務に関する契約において、次のような箇所がみられた。

ア 一宮市契約規則で契約書に記載しなければならないと規定されている契約保証金に関する事項、権利及び義務の譲渡等の禁止に関する事項について、記載がされていなかった。

契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

イ 地方自治法第 232 条の 3 で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないものとされている。

当該契約の契約書において、契約の有効期間終了 1 か月前までに、契約当事者のいずれか一方から何等の意思表示をしないとき、本契約は自動的に 1 年間更新されるとの自動更新条項が規定されていた。

法令に基づき、適正な方法により事務処理をされたい。

◎ 高年福祉課

(1) 請書を超えた金額での委託料の支払いについて

敬老会事業委託契約については、一宮市委託料交付要綱に基づく契約で、事業の委託にあたっては市から契約の相手方へ委託料の額その他必要な事項を記載した委託書を送付し、委託書の送付を受けた契約の相手方は市へ請書及び必要により請求書を提出することが規定されている。

当該契約の締結事務を調査したところ、委託書で定めた委託料よりも低い金額で請書が提出されたにもかかわらず、請求書は委託書と同額で提出されており、請書より高い金額で委託料が支払われていた。また、受理した請書について、課内で供覧されていなかった。

所管課の説明によると、委託書に記載の金額は、要綱に基づき算定された正しい金額であり、請書に記載の金額は、前年度の金額を誤って記載したものであったとのことであるが、請書で契約の相手方が提示した金額よりも高額の請求書が提出され、支払処理が行われていることについて、市民への説明責任が果たせない状態である。

契約の相手方から提出された書類については課内で供覧するなど確認体制を整えるとともに、当該契約における支出の妥当性について説明責任を果た

せるよう適切に事務処理をされたい。

◎ 介護保険課

(1) 補助金の交付申請時及び完了報告時における必要書類の未添付について

介護施設等防災対策事業補助金において、交付申請時及び完了報告時には、建物の配置図、平面図及び立面図の写しを提出することが一宮市介護施設等防災対策事業補助金交付要綱で規定されているが、調査した4件すべてで3種類の図面のうち一部の図面が提出されていなかった。

所管課の説明によると、補助対象事業における改修等の内容及びその範囲が分かる図面が提出されれば申請を受け付ける運用としているとのことであるが、要綱に沿った運用がなされていない状況であるため、適切な事務処理を行われたい。

(2) 契約書への再委託に係る不適切な条項の記載について

一宮市介護認定電子審査会システム利用契約において、契約書で契約の履行に必要な業務を第三者に委託できるものとする規定されていた。

実際には再委託は行われていないものの、不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には再委託禁止条項を記載するとともに、業務の一部を再委託せざるを得ないのであれば事前承認に関する条項を設け、適正な内容で契約を締結するよう、チェック体制を強化されたい。

(3) 公印刷込用紙の不十分な管理体制について

所管課では、あらかじめ公印の印影が印刷された公印刷込用紙である介護保険被保険者証、負担割合証及び負担限度額認定証の台紙を保管している。各台紙の保管状況を調査したところ、受払簿は整備され、毎月課内で報告がされていたものの、介護保険被保険者証及び負担割合証について現物と受払簿の残数が一致していなかった。

公印は公務上作成された文書の真正性を担保することを目的として押印されるものであり、公印刷込用紙についても公印本体と同様に厳格に管理する必要がある。

速やかに原因を調査するとともに、定期的に現物と受払簿との照合を行い適正管理に努められたい。

以上